

<報道発表資料>

令和3年10月27日

第5期埼玉県通学路整備計画の策定について

～子どもの命を守るために～

埼玉県では、通学児童等の安全を確保するため、概ね5年ごとに通学路の安全総点検を行っており、今年度は5回目となる通学路安全総点検を実施しました。

点検の実施にあたっては、学校関係者及び保護者の方に歩行者目線で通学路の危険箇所を確認していただきました。

令和3年6月に発生した千葉県八街市の交通死亡事故を受け、危険箇所の安全対策を取りまとめた「第5期埼玉県通学路整備計画」を当初の予定より1か月前倒しで策定しました。

今後、本計画に基づき、県をはじめ国や市町村、警察などの関係機関において、安全対策を実施します。

○通学路安全対策（県ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/jigyousyokai/tuugakurotaisaku.html>

1 通学路安全総点検について

① 対象の学校等の数

2, 849校（さいたま市を除く市町村の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、認可保育所（園）、幼稚園、幼保連携型認定こども園）

② 点検を実施した学校等の数

2, 080校（対象学校数の73%）

	保育園	幼稚園	こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
対象学校数（校）	1,060	404	105	706	381	155	38	2,849
実施学校数（校）	771	101	71	687	347	86	17	2,080
実施率（%）	73%	25%	68%	97%	91%	55%	45%	73%

③ 点検対象道路

- (1) 原則として学校等が指定している全ての通学路
- (2) 未就学児・児童等が日常的に集団で移動する経路（散歩等の園外保育）
- (3) 学校等で通学路等を指定していない場合は下記ア～エ
 - ア 児童等が学校等に通うため、1日につき概ね40人以上通行する道路の区間
 - イ 学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域に在し、かつ児童等の通行の安全を特に確保する必要がある道路の区間
 - ウ 児童等が通学（園）のために乗降する鉄道駅、バス停から学校敷地の出入口までの道路の区間
 - エ その他、児童等の通学（園）の安全を確保するため、特に必要と認められる区間

2 第5期埼玉県通学路整備計画について

点検結果による問題箇所について、道路管理者及び交通管理者など各管理者は、対策が必要な箇所を抽出し、対策を決定しました。本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、早急に対応が可能で効果的な箇所から、防護柵の設置や路面標示、歩道整備などの安全対策を実施します。

なお、県管理道路においては、改善要望980箇所のうち、850箇所の安全対策を実施します。

① 改善要望箇所数と対策箇所数（管理者別）

管理者	改善要望箇所数	対策箇所数
道路管理者（県）	980	850
道路管理者（国）	51	33
道路管理者（市町村）	5,833	3,925
交通管理者（警察）	2,186	1,179
電線管理者（東電、NTT）	37	8
合計	9,087	5,995

② 県管理道路の安全対策実施数（対策内容別）

対策内容	対策箇所数
防護柵や歩車道境界ブロック等による歩車分離対策	151
区画線、路面標示の設置・補修	158
舗装修繕	37
側溝（蓋）の設置・補修	39
横断歩道橋の補修	24
雑草刈払い、樹木剪定	66
歩道整備（拡幅含む）	192
交差点整備	40
その他（段差解消、注意喚起看板の設置等）	143
合計	850

③ 県管理道路の安全対策実施事例

○ 防護柵や歩車道境界ブロックによる歩車分離対策

整備前



整備後



整備前



整備後



○ 区画線、路面標示

整備前



整備後



○ 歩道整備

整備前



整備後

